



イノシシ等の被害防止事業（侵入防止柵）



この事業は国の鳥獣被害防止総合支援事業を活用し、イノシシ等の被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵の設置を推進するものです。原則、3戸以上の農家で構成される一団の農地が対象となります。希望する人は、下記までご連絡ください。

- ◇受付期間 3月9日（月）から31日（火）まで
- ◇受付場所 うきは市農林振興課 農政係
- ◇事業内容 イノシシ侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵）の設置
※資材（ワイヤーメッシュ柵）の提供
- ◇個人負担 無料（設置は、農家負担）
- ◇要件
 - ・事業実施農家が原則3戸以上であること
 - ・侵入防止柵を整備する上で、耕作地が連続している圃場
 - ・設置による経済効果が見込まれること



◇申請に必要なもの 圃場の地番、作付品目、申請代表者の印鑑

◇設置時期 令和2年11月～令和3年2月（見込み）

※国庫補助事業のため事業量に限りがあります。また、地区ごとにできるだけ大きく囲むことを計画しているため、実施地区を調整させていただき、後日、事業決定のお知らせをします。

●問合せ 農林振興課 農政係 Tel75-4975



子どもの人権問題



人はだれもが尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などを超えて、すべての人に生まれながらに与えられた権利です。もちろん子どもにも同じ人間として大人同様に人権が備わっているのです。

しかし、近年では子どもたちが、いじめ、体罰、虐待などの犠牲になるなど、大きな社会問題になっています。

子どもたちの尊厳を守るため、1989（平成元）年11月、国連で「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、地球上のすべての18歳未満の子どもが社会的に保護され、基本的人権が尊重されるよう各国が取り組むようになりました。日本も1994（平成6）年に批准しており、国内でも「子どもの権利」を守る取組が行われています。

子どもの人権問題のひとつが「いじめ」の問題です。いじめが原因となって自殺に至る場合や傷害などの事件となるケースなど、痛ましい事件が後を絶ちません。いじめの背景はさまざまですが、特に近年「ネットいじめ」と呼ばれるインターネット上の掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を悪用するなど、巧妙かつ陰湿なケースも多く、発覚しにくいものもあります。

いじめは、いじめる側に、いじめに対する認識、自覚が不足していることが根本的な要因です。軽い気持ちで始めたことが次第にエスカレートし、重大な結果に至ってから気づいても遅いのです。また、自らがいじめのターゲットになることを恐れ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをするようなこともいじめを助長する要因となっています。



「いじめられる側にも問題がある」という声がいまだに聞かれますが、いじめを正当化する理由など存在しません。いじめにあった子どもは悩み苦しみ、自分に非があると思うようになり、その後の人間形成に悪影響を及ぼす可能性もあります。さらには、いじめを見て見ぬふりをしたり、いじめた側の子どもたちも、その後の成長の中で自らが行ったことを振り返り、精神的に苦しむこととなります。いじめは、被害者だけでなく、傍観者も加害者をも不幸にするのです。また、いじめは、当人同士での解決が困難な問題です。子どもは周囲の大人たちに対して、なかなか相談できないものです。



いじめの他にも、児童虐待が大きな社会問題となっています。子ども（児童）は、18歳未満ですが、大人と同じく、生まれながらにして一人の人間としての人権があるのです。しかし、子どもは精神的にも肉体的にも弱い存在です。だからこそ、子どもを大人たちが支えていかなくてはならないのです。ですが、そのサポートが虐待になってしまうケースもあります。では、児童虐待には、こういったものでしょうか。

・身体的虐待

外傷を生じさせたり、暴行したりすることで、最も多く起きています。殴る、蹴る、おぼれさせる、熱湯をかける、たばこの火を押し付ける、閉じ込めるなど、数え上げればきりがありません。最近では、自分の激情が抑えられず、乳児を床に落とすというケースさえあります。体にあざや火傷のあとがあったり、いつも同じ家から叫び声が聞こえてくるというケースは要注意です。また、夜なのにベランダや戸外にいつまでも出されている例も身体的虐待になります。

・性的虐待

子どもに性的な行為をしたり、させたりする、性的なものを見せる、ポルノの被写体にするなどの行為が該当します。子どもが何かにおびえているように見える、急に大人と視線を合わせなくなった、突然性的な質問をするようになったなどの変化があったときは要注意です。子どもたちの助けを求めるサインかもしれません。

・ネグレクト（養育放棄）

学校へ行かせない、食事を与えない、服を替えさせない、不潔なままにする、病気になっても病院へ連れて行かないなど、いわゆる養育放棄のことです。姿を見かけなくなった、いつも汚れた格好をしている、めっきり痩せてきた、急に他人に甘えるようになったなどの変化を見たら、ネグレクトを疑ってみましょう。

・心理的虐待

言葉による暴力、おどし、無視、いつも兄弟姉妹と比べてなじるなど、子どもに著しい心理的な痛手、傷つける言動がその例です。継続的なことが多く、子どもには、無口になる、元気がなくなるなどの兆候が現われるようになり、場合によっては心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状を引き起こすこともあります。

子どもの人権を著しく侵害するいじめや児童虐待に対して、私たち大人が正しく理解しなければいけません。大人のわたしたちが、日頃から、子どもの話に耳を傾け、学校や家庭、そして地域社会と連携して防止・解決のための手助けをするとともに、人権の大切さを正しく伝えていくことが必要です。

●問合せ 人権・同和対策室 Tel75-4984

